

議案第34号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則について

平成29年8月31日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月31日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第7号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則

豊橋市立くすのき特別支援学校学則（平成26年豊橋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 <u>部及び学科</u> の設置、修業年限等（第3条—第5条）	第2章 部の設置、修業年限等（第3条—第5条）
第3章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）	第3章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
第4章 教育課程、授業時数等（第9条・第10条）	第4章 教育課程、授業時数等（第9条・第10条）
第5章 入学、休学、転学、退学等（第11条—第17条）	第5章 入学、休学、転学、退学等（第11条—第17条）
第6章 教育課程の修了及び卒業の認定（第18条・第19条）	第6章 教育課程の修了及び卒業の認定（第18条・第19条）
第7章 授業料、入学料及び入学検定料（第20条）	第7章 授業料、入学料及び入学検定料（第20条）
第8章 賞罰（第21条・第22条）	第8章 賞罰（第21条・第22条）
第9章 補則（第23条）	第9章 補則（第23条）
附則	附則
第2章 <u>部及び学科</u> の設	第2章 部の設置、修業

置、修業年限等 (部、 <u>学科</u> 及び修業年限)	年限等 (部及び修業年限)
第3条 学校の部、 <u>学科</u> 及び修業年限は、次のとおりとする。	第3条 学校の部及び修業年限は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>高等部 普通科 3年</u> <u>産業科 3年</u>	(3) <u>高等部 3年</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市立くすのき特別支援学校学則第3条の規定は、平成30年度以降の入学者から適用し、平成30年3月31日現在において在学する者については、なお従前の例による。